

第 2 回 定 例 会

議案第 1 1 3 号

下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者、投票立会人等の報酬の額を改定するため。

別紙

下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条、第3条、第5条、第6条、第8条関係）				別表（第2条、第3条、第5条、第6条、第8条関係）			
区分	報酬の額		費用 弁償 の額	区分	報酬の額		費用 弁償 の額
	単位	金額			単位	金額	
略	略	略	略	略	略	略	略
投票所の 投票管理 者	日額	<u>12,800円</u>	〃	投票所の 投票管理 者	日額	<u>14,500円</u>	〃
期日前投 票所の投 票管理者	日額	<u>11,300円</u>	〃	期日前投 票所の投 票管理者	日額	<u>12,800円</u>	〃
開票管理 者	1回の 選挙に つき	<u>10,800円</u>	〃	開票管理 者	1回の 選挙に つき	<u>12,200円</u>	〃
選挙長	日額	<u>10,800円</u>	〃	選挙長	日額	<u>12,200円</u>	〃
投票所の 投票立会 人	日額	<u>10,900円</u> 以 内で市長が 定める額	〃	投票所の 投票立会 人	日額	<u>12,400円</u> 以 内で市長が 定める額	〃
期日前投 票所の投 票立会人	日額	<u>9,600円</u> 以 内で市長が 定める額	〃	期日前投 票所の投 票立会人	日額	<u>10,900円</u> 以 内で市長が 定める額	〃
開票立会 人及び選 挙立会人	1回の 選挙に つき	<u>8,900円</u>	〃	開票立会 人及び選 挙立会人	1回の 選挙に つき	<u>10,100円</u>	〃

略	略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。